

暴力団等の認定及び資料の作成要領の制定について

[昭和 6 2 年 9 月 1 日例規 (捜四) 第 2 3 号警察本部長]

(概要)

この要領は、千葉県警察暴力団総合対策要綱 (平成 8 年本部訓令第 1 号)
に基づき、暴力団総合対策を積極的かつ効果的に推進するため、

暴力団員の認定基準

認定要領

資料作成

等に関し必要な事項を定めたものである。